

京都市告示第208号

児童福祉法第24条の3第2項の規定により、指定障害児相談支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和2年7月3日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
まごのてグループ株式会社	障害児相談支援事業	相談支援センター まごのて西陣 2670200134	京都市上京区中立売 通大宮西入新白水丸 町446番地	令和2年 6月30日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)